

(仮称) 川南風力発電事業環境影響評価準備書に係る北海道知事意見

平成28年9月21日付け経済産業大臣宛て

1 総括的事項

(1) 本事業は、国が「特定風力集中整備地区」に特定した道北地域に計画され、送電網整備実証事業により新たに整備される送電網に連系することを前提とし、同一事業者により稚内市及び天塩郡豊富町において計画され、同時に準備書の提出があった7箇所の風力発電事業のうちの一つである。

本事業を含め、7事業の総出力は最大803,400kWであり、約8,200haの対象事業実施区域に約230基もの風力発電設備を設置する大規模な風力発電事業となっている。

このほか、7事業の近傍などでは、同一事業者や他事業者による事業計画も進められており、道北地域には風力発電事業の計画が多数集積している現状にある。

(2) 本事業は、稚内市と豊富町の境界にまたがる丘陵地に広がる約880haの対象事業実施区域に、総出力88,000kW未満(単機出力3,000kW級の風力発電機を26基)の発電所を設置する計画となっており、区域は同時に提出された6事業のうち、(仮称)川西風力発電事業の対象事業実施区域と近接して設定されている。

そのほか、区域の近傍では、他事業者の風力発電事業の計画が進められている。

(3) 対象事業実施区域の周囲に住宅が点在しており、元来、静穏な地域であることから、本事業の実施により、騒音による生活環境への影響が懸念される。

また、区域及びその周辺は、ガン類及び海ワシ類の秋の渡り、ハクチョウ類の渡りの経路に位置しているほか、区域の南西に位置する上サロベツ原野では、国の特別天然記念物であるタンチョウの繁殖が確認されており、これら鳥類の渡りや繁殖への影響が懸念される。

さらに、区域内の土地の改変予定地内では、ヨシクラスの植生自然度の高い群落が確認されており、重要な群落への影響が懸念される。

なお、環境影響評価項目の一部について、本事業を含む7箇所の風力発電事業及び区域の近傍で計画されている他事業との累積的な影響も懸念される。

(4) 本準備書は、環境影響評価項目全般に渡り、環境影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しているが、調査の内容や手法に適切さを欠いているなど不備が多く見られ、また、予測の前提となる環境保全措置に係る説明が不足し、予測及び評価の妥当性を判断できない項目や、予測及び評価に係る科学的根拠が示されていない項目もあり、不十分な内容となっている。

(5) 以上のことから、今後の手続きに当たっては、事業者は、2の個別的事項の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、重大な環境影響を及ぼすお

それがある場合は、風力発電設備の基数の削減を含む配置の見直し、時期や時間帯に応じた稼働制限等、影響の回避又は低減を図るための環境保全措置を講ずること。特に、希少な鳥類への著しい影響が予測される風力発電設備については、その設置の見直し又は配置の変更を検討すること。

また、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠及び環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、希少猛禽類の飛翔図については、予め所管部署と協議を行うなどして、営巣場所の特定につながるなど希少種の保全に支障が生じる場合を除き調査結果を公開し、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(6) 本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで、事業者のホームページに掲載するなど、継続した公表に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

夜間における施設稼働に伴う騒音の将来予測では、本事業単独で現況値を 20dB 増加している地点があるほか、(仮称) 芦川風力発電事業等との累積的な影響により、本事業単独の現況値からの増加分をさらに上回る地点があるなど、生活環境への影響が強く懸念されるにもかかわらず、影響の評価は自ら設定した目標値との比較に止まっている。

このため、風車騒音の人への影響に関する国内外の最新の知見における下限値を目安として、適切に予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置の見直しなど必要な環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、重大な影響が確認された場合は、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影

シャドーフリッカーにより、住居 3軒が年間最大 30 時間以上影響を受けることから、影響が及ぶ時間帯に応じて稼働停止を検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物

ア 渡り鳥の経路について、累積的な影響による水平方向への迂回や渡りの経路の変化はわずかで、年間衝突回数も変化しないと予測しているが、移動経路の変化の予測を模式図により行っており、渡りの経路が確保され、主要な渡りの中継地への移動も分断されることはないと評価する具体的な根拠が示されていない。

このため、風力発電設備が渡りの経路を分断しない根拠をメッシュ図上で明らかにするための必要な調査を行った上で、風力発電設備の配置の見直しを行い、鳥類への重大な影響を回避又は低減するため、鳥類への視認性を高める措置を講じてもなお、重大な影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を含む追加的な

環境保全措置を講ずること。

イ タンチョウについては、繁殖状況及び越冬地への移動や今後の移動分散の状況を的確に把握する必要がある。

このため、繁殖状況を的確に把握し、繁殖及び個体に及ぼす影響について適切に予測及び評価を行い、重大な影響が生じるおそれがある場合は、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

ウ バードストライク等による影響が強く懸念されるが、事業者は、年間衝突回数の程度にかかわらず、風力発電設備の間隔が保たれており、迂回可能な空間が確保されていることから、鳥類のブレード等への接近・接触が生じる可能性は低いと評価している。

しかしながら、年間衝突回数の比較検討がされていない上、衝突回数の予測結果に応じた空間確保の考え方が示されておらず、根拠として適当ではない。

このため、複数モデルにより衝突回数の比較検討を行うなど適切な手法で調査、予測及び評価を行うとともに、風力発電設備の平均的な稼働年数を踏まえた年間衝突回数についての評価結果も併せ、空間確保との関連を具体的に検討した上で、風力発電設備の配置の見直しに当たり、どのように反映したのか明らかにすること。

エ 鳥類の衝突に係る事後調査については、その手法に科学的根拠が見受けられず、適切に実施されることが確認できないことから、専門家等の意見を聴取した上で、十分な頻度及び適切な手法により実施すること。

また、バードストライクの影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

オ コウモリ類については、風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施を検討すること。

(4) 植物

植生自然度が高い重要な群落については、原則、土地の改変予定区域から除外すること。

また、やむを得ず改変を伴う場合は、その根拠を明らかにするとともに、重要な群落の環境保全措置として、地域の在来種を活用した伐株移植等を行う場合は、専門家の指導のもとで実施し、種に応じた適切な期間の事後調査を実施すること。

(5) 生態系

ア 上位性注目種としてキタキツネを選定しているが、この種は人間の生活圏の中で生活できる特殊なタイプであり、上位性注目種として選定することは適当とはいえない。

また、キタキツネ及び典型性注目種のカラ類の生息環境好適性の推定に採用したモデルの適合度が低い又は中程度であり、その結果に基づく予測及び評価が十分な精度を有しているとはいえない。

さらに、全ての注目種への影響の予測にあたり、調査範囲内における改変部分の面積の割合、すなわち改変率を根拠として影響は小さいとしているが、改変率には影響の程度に関する基準が存在しないことから、その予測は合理的な根拠を有していない。

以上のことから、生態系に対する影響の予測及び評価の結果が十分に信頼できるものとなっていないため、適当な上位性注目種を選定するとともに、十分に適合度が高いモデルを採用した予測及び評価を再度実施し、その検討過程を分かり易く記載するなど、信頼性の高い予測及び評価に努めること。

イ 上位性注目種として選定したオジロワシについて、モデルにより営巣環境好適性指数を算出しているが、同指数が高い地域は潜在的な営巣地と考えられることから、それらの地域周辺の風力発電設備については、風力発電設備の配置の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

(6) 景観

ア 宮の台展望台からのフォトモンタージュ法による予測が、展望台の柱等に遮られ、風力発電設備の建設前と建設後との比較が不適切であることから、眺望点の位置を変更し、現況との比較検討を適切に行うこと。

イ 対象事業実施区域の近傍の住居等については、日常生活において、風力発電設備が視野に入ることによる圧迫感などの影響が懸念されるため、住居等から見た場合の景観への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、重大な影響が生じるおそれがある場合は、風力発電設備の配置の見直しなどの環境保全措置を検討すること。

(7) 累積的影響

騒音やバードストライクなどについて、対象事業実施区域の近傍で計画が進められている他事業者の風力発電事業との累積的な影響が懸念されるため、公表されている環境影響評価図書に記載された情報を入手するなどして、累積的な影響の予測及び評価を行うこと。

その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、関係する事業者と共同して環境保全措置を講ずるなどして環境影響の回避又は低減に努めること。